

## 重点課題 1

## 【広域交通ネットワークの形成】

自己評価

達成

## 都市整備部長セルフレビュー（自己点検）

昨年 9 月、地域主権・高速道路原則無料化などを掲げた民主党政権が誕生しました。国土軸とベイエリア・関空とをつなぐミッシングリンクの解消など、広域交通ネットワークの形成を目指す私どもには、この政権交代は大きなターニングポイントとなりました。

そのため、政権交代のタイミングをとらえて「ハイウェイ・オーソリティ構想」を国に提案しました。この構想は、都市圏の高速道路を地域自らが、利用者の視点に立った料金体系を決定し、地域の責任と判断で高速道路の整備や維持管理を行うというもので、地域主権の確立にもつながります。この構想を関西の関係自治体・経済界の総意として、実現に向けて取り組みます。

「ハイウェイ・オーソリティ構想」の実現やなにわ筋線の具体化などは、中期的に取り組む課題ですが、平成 21 年度においては、国政の転換期に国に提案ができたことなど、概ね当初の目標を達成しています。

また、第二京阪道路の供用では京都・大阪間の所要時間が短縮されることにより、例えば交野市においては、30 分以内に到達可能な三次救急医療機関が 2 箇所から 14 箇所に増加するなどといった効果もいわれています。

中期的な取り組みである「広域交通ネットワークの形成」については、今年度も引き続き、部局長マニフェストにおいて進捗管理を行います。

《その実現に向けて、今年度何をするのか？～施策推進上の目標》

マニフェストの内容	取組結果・実施状況
1. 第二京阪道路・関連府道の完成・供用 (H22.3月)	H22.3.20 に供用開始。
2. 淀川左岸線延伸部の具体化に向けた取組み ・年度末 都市計画手続きの着手に向けて国や大阪市、高速道路会社と合意 地方負担の軽減を図る事業スキームについて、京阪神高速道路整備促進協議会で検討し、国へ提案	都市計画手続きの前提となる事業スキームを検討し、「ハイウェイ・オーソリティ構想」(注1)を国へ提案。その中でミッシングリンク整備のための財源確保の方策について具体的な検討を行い、関係府県、政令市間で合意。 (注1)都市圏の高速道路を地域のストックとして譲り受け、現行の料金体系にとらわれることなく、一元化された料金体系を設定し、その収入の一部を財源として淀川左岸線延伸部などのミッシングリンクの戦略的整備を行う構想
3. 新名神高速道路の未着工区間の事業化に向けた取組み ・次期国土開発幹線自動車道建設会議で事業化が位置付けられるよう積極的に国へ働きかける。	国土開発幹線自動車道建設会議(4月)に合わせ、各委員へ新名神未着工区間の早期着手に向けた働きかけ。会議において複数の委員から新名神が必要との意見が出される。国土交通省も、第二京阪道路供用後速やかに新名神の必要性を検証できる体制をとることを表明。 あわせて大阪府ホームページにおいて必要性をアピール。 第二京阪供用後の交通状況を把握するため、国・高速道路会社・府が連携して調査することが決定。 (国幹会議廃止法案が今国会に提出。今後、未着工区間の取扱いについては社会資本整備審議会で議論)
4. 高速道路の料金体系一元化の具体化に向けた取組み ・年度末 新たな料金体系について関係府県や政令市、高速道路会社と合意	「ハイウェイ・オーソリティ構想」を国へ提案するとともに、関係府県、政令市、高速道路会社との勉強会を立ち上げ、同構想の内容について関係府県、政令市間で合意。 同構想の料金体系一元化の具体案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不公平感をなくし、利用しやすいものとするため、距離料金制に統一</li> <li>・現状の通行料金を考慮し、上限料金を設定</li> <li>・物流コスト低減のための大型車料金を引き下げ など</li> </ul>

<p>5. なにわ筋線の具体化に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月～ 国が実施する都市鉄道調査に参画し、主体的な役割を担う</li> <li>・年度末 ルートや構造等について、国や大阪市、鉄道事業者等と検討</li> </ul> <p>新たな事業スキームについて府と大阪市共同で案を作成し、国に提案</p>	<p>都市鉄道調査がスタート(7月)し、下記事項などを検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 新大阪駅から JR 難波駅、さらに、南海汐見橋駅もしくは南海難波駅を結ぶ3ルートが技術的に可能と判断(12月)</li> <li>・設置が決まっている北梅田駅(仮称)以外に中之島駅や福島駅など5箇所に中間駅の設置を検討(12月)</li> <li>・概算事業費、速達性効果(3月)</li> </ul> <p>関空関連として線路部分は国策として国が、駅舎は従来制度を準用し、国、自治体、鉄道事業者が負担する事業スキームについて国に提案(12月)</p>
---	--

《その取組みにより、何をどのような状態にするのか？～アウトプット》

マニフェストの内容	取組結果・実施状況
<p>第二京阪道路供用後、京阪間の所要時間 約2時間(国道1号利用) 約1時間</p> <p>その他の項目については、施策の進捗状況に応じて、次年度以降、業績目標を設定します</p>	<p>&lt;達成度の測定は、6月頃に実施予定&gt;</p>

《その取組みにより、何をどのような状態にするのか？～アウトカム》

当初のマニフェストの内容	取組結果・実施状況
<p>大阪・京都間の利便性向上を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二京阪道路以外の京都・大阪間の主要幹線道路の交通量平均2割削減</li> </ul> <p>約10万台 約8万台(平日12時間あたり)</p> <p>その他の項目については、施策の進捗状況に応じて、次年度以降、業績目標を設定します</p>	<p>&lt;達成度の測定は、6月頃に実施予定&gt;</p>

## 重点課題 2

### 【大阪の魅力づくり・地域の再生】

自己評価



#### 都市整備部長セルフレビュー（自己点検）

「大阪の魅力づくり・地域の再生」は、部局横断的課題として府民文化部や環境農林水産部等との連携を強く意識すると共に、「石畳と淡い街灯まちづくり支援事業」や「府民・企業との連携」では地元市町村や地域といった現場での活動を重視して取り組みました。

結果として、「水都大阪2009」への来訪者数や、道路施設等の美化活動などへの協賛企業数については、マニフェストに記載した目標を上回りました。

また、中期的な取り組みである寝屋川流域の水質改善や「石畳と淡い街灯まちづくり支援事業」、「みどりの風を感じる大都市」などに関しても、平成21年度に「みどりの大阪推進計画」を策定するなど計画通りの進捗です。

今年度、知事重点事業である「水都大阪」関連事業の推進について、西大阪治水事務所に水都再生課を設置し、また同じく知事重点事業の「みどりの風を感じる大都市」関連事業では、都市整備部も参画して環境農林水産総務課にみどり戦略PTを設置しました。これら新たな体制のもと、引き続き連携をとりながら、部局長マニフェストにより進捗管理を行います。また、寝屋川流域の水質改善につきましても、河川の水質改善は、水都大阪のブランド化には不可欠な要素ですので、同様とします。

なお、全モデル地区で事業が開始し、今後は完成に向けた支援等を行う「石畳と淡い街灯まちづくり支援事業」といった、大きな方向性の下で引き続き進めていくものは、部局マネジメントで対応することとします。

《その実現に向けて、今年度何をするのか？～施策推進上の目標》

マニフェストの内容	取組結果・実施状況
<p>1. 水の都「大阪」の再生に向けた取組み 「水都大阪 2009」に向けた水辺整備 (H21.8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月 八軒家浜賑わい施設の供用</li> <li>水の回廊ライトアップの実施</li> <li>堂島川賑わい創出空間の供用</li> </ul> <p>水の回廊につながる寝屋川流域の水質改善</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 下水道高度処理の推進 (竜華・なわて水みらいセンターを H22 年度に供用)</li> <li>2. 合流式下水道の改善による放流負荷量の削減</li> <li>3. 河川浄化事業の推進(浚渫・導水施設整備等)</li> </ol>	<p>水都大阪 2009(8/22～10/12)開催にあわせ、水辺整備を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八軒家浜賑わい施設(川の駅 はちけんや)の供用、水の回廊ライトアップの実施(8月)</li> <li>・堂島川賑わい創出空間(中之島バンクス)プレオープン(9月)</li> <li>・八軒家浜(遊歩道・親水広場)の供用(12月)</li> </ul> <p>寝屋川流域の水質改善に向けた取組みを着実に実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 竜華・なわて水みらいセンターにおいて高度処理施設を整備(H22 秋供用予定)</li> <li>2. 鴻池ポンプ場等において沈砂池を改造</li> <li>3. 寝屋川、平野川において浚渫実施</li> </ol> <p>恩智川において多自然浄化施設整備及び地下水導水実施</p> <p>その他、民間3社による水質改善に関する新技術実証実験(11月)</p>
<p>2. 「石畳と淡い街灯まちづくり支援事業」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月 モデル地区3地区選定</li> <li>・年度末 5地区全てで事業着手</li> </ul>	<p>モデル地区を新たに4地区選定し、6地区全てで事業着手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル地区4地区をモデル地区審査会で選定(6月選定・7月公表)</li> <li>・6地区(枚方・富田林・箕面・柏原・河内長野・岸和田)で事業中</li> </ul>
<p>3. 「みどりの風を感じる大都市」の実現に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度末 みどりづくりの推進方策等を取りまとめ、H22年度以降のアクションプランを策定</li> </ul>	<p>12月に「みどりの大阪推進計画」を策定し、引き続きアクションプラン(案)を作成</p>
<p>4. 府民や企業と連携した多様な取組み</p> <p>泉佐野丘陵での大規模緑地づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度末 ボランティアリーダー養成、3月までに活動開始</li> <li>年度末 企業からの支援確保</li> <li>公立小学校の運動場の芝生化支援</li> <li>企業の社会貢献(CSR)活動と連携した道路環境づくり等</li> <li>年度末 道路施設等の維持管理や美化啓発活動、新技術を用いた補修などへの協賛企業の拡大</li> </ul>	<p>官民一体となった都市インフラの整備・維持管理に向け、あらゆる主体と連携した取組みを推進中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアリーダー養成講座を開催(10回)し、活動を開始(3月)</li> <li>企業から2,000万円相当の支援を確保</li> <li>公立小学校等に運動場の芝生化を働きかけ</li> <li>あらゆる機会を捉え、協賛企業の拡大に向けて働きかけ</li> </ul>

《その取組みにより、何をどのような状態にするのか？～アウトプット》

マニフェストの内容	取組結果・実施状況
<p>1. 水の都「大阪」の再生に向けた取組み 水都大阪 2009 への来訪者数 100 万人 寝屋川流域の全基準点で水質の環境基準を達成 〔(H19)9/16 (H23)16/16 箇所達成〕</p> <p>4. 府民や企業と連携した多様な取組み 泉佐野丘陵での大規模緑地づくり ・ボランティアリーダーを 30 名養成 (H21、22 年度計 60 名養成) ・企業から 2,000 万円相当の支援 (H20～29 年度で総額 2 億円相当の支援) 50 校の公立小学校で運動場の芝生化を実施 社会貢献(CSR)活動企業数を 49 社(H20)から 15 社増(3 割増) その他の項目については、施策の進捗状況に応じ、次年度以降、業績目標を設定します。</p>	<p>1. 水の都「大阪」の再生に向けた取組み 来訪者数 190 万人(52 日間) 寝屋川流域の環境基準 H22.3 月末時点の環境基準測定結果について、H22.7 月取りまとめ予定</p> <p>4. 府民や企業と連携した多様な取組み ボランティアリーダー養成講座に 30 名受講(うち修了基準達成:21 名) 剪定枝のチップ化機械など企業から 2,000 万円相当の支援を確保 57 校実施決定 39 社増(8 割増)(中環をきれいにする日、アドプト・ライトなど)</p>

《その取組みにより、何をどのような状態にするのか？～アウトカム》

当初のマニフェストの内容	取組結果・実施状況
<p>大阪の魅力の向上、地域力の再生を図る ・まちの中に交流や憩いの場など様々な魅力ある空間が生まれている」と感じる府民の割合:34.0%【H21】 ・「誰もが住み慣れた地域社会の中でお互いに支えあい、いきいきと暮らしている」と感じる府民の割合:29.5%【H21】 一層の大阪の魅力づくり、地域力の再生に努め、目標値 50% (概ね府民 2 人に 1 人が実感)を目指す</p>	<p>調査中&lt;結果判明予定:7月ごろ&gt;</p>

## 【国直轄事業制度の抜本的改革】

## 都市整備部長セルフレビュー（自己点検）

国と地方の適正な役割分担に基づく地域主権の実現に向けて、「地方ができることは地方で」という考え方の下、全国に先駆け、権限と財源をセットにした直轄国道の移管に取り組みました。

財源措置の議論が進まない中、国道1号をモデルとした府による維持管理の試行実施を提案し、国との協議を進めましたが、国において国道移管に関する予算措置の検討が開始されたため、試行実施ではなく、権限と財源をセットにした移管に向けて方向転換をしました。しかし、今年度、国において移管の前提となる財源措置が予算化されなかったため、今後も移管に向けた協議を継続することとします。

一方、平成22年3月に全国知事会（国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム）において、直轄国道（自動車専用道路を除く）の整備・保全是地方に移管する事務として位置づけられたことから、今後は他府県との連携を図りつつ取り組みます。

次に、国直轄事業負担金の内訳明細の提示などについて、近畿地方整備局と協議を進める中、全国知事会における動きや政権交代などにより、平成22年度から維持管理に係る負担金は廃止となりました。

また、地方が負担すべき対象経費の考え方、基準などのルールについて、全国知事会を通じて国と合意したうえで、平成21年度負担金の支払いを行いました。

目標達成までは複数年の期間を要するものであるため、具体的なアウトプット・アウトカムの設定はできませんが、今後の進捗状況に応じて、これらの課題達成による効果等の設定を行います。

国直轄事業負担金の廃止に向けた取り組みは、国より全体の工程表が示され、今後の大きな方向性が見えていることから、部局マネジメントで対応することとします。

《その実現に向けて、今年度何をするのか？～施策推進上の目標》

マニフェストの内容	取組結果・実施状況
1. 国道の権限・財源移譲に向けた取組み ・年内 国道1号をモデル路線として、府による維持管理を試行的に開始 ・年度末 国道1号等における権限と財源を合わせた先行移譲について府と国で合意	国の国道移管に関する予算措置の検討が開始されたのを契機に、国道1号のモデル管理受託協議から、移管協議に切り替え 移管に必要な財源措置を前提に、国道1号の移管に向けた、道路管理の状況把握や課題整理等のため国等との準備を実施。
2. 「国直轄事業負担金」の廃止に向けた取組み ・9月 地方が負担すべき対象経費の考え方や基準、情報開示のルールなどについて国と合意	H22年度から維持管理に係る負担金制度は廃止となるが、H22年度に限り経過措置として、特定の事業に要するものについては負担金を存続。退職手当、営繕宿舍費などの業務取扱費とともに、地方補助の事務費も廃止。 H20及びH21年度負担金の内訳明細について、国が提示した負担金の内訳明細を精査するとともに、情報開示のルールについて国と合意。
3. 現行の国直轄事業負担金制度の改善に向けた取組み ・年度末 国直轄事業の実施箇所や内容に関し、府の意見が反映できる仕組みづくりについて、国と合意しH22年度事業へ反映	翌年度の国直轄事業に府の意見を反映する場として、知事・近畿地整局長会議及び事業連絡調整会議を活用する仕組みづくりを行った。今年度は、7、8、12月にこれらの会議を実施し、H22年度事業に関する府の意見を伝え、事業に反映した。

《その取組みにより、何をどのような状態にするのか？～アウトプット》

マニフェストの内容
施策の実施状況に応じ、次年度以降、業績目標を設定します。

《その取組みにより、何をどのような状態にするのか？～アウトカム》

マニフェストの内容
施策の実施状況に応じ、次年度以降、業績目標を設定します。

# 【資産活用による財源確保の推進】



### 都市整備部長セルフレビュー（自己点検）

所有する既存ストックを最大限有効活用する、という命題の下、職員一人一人が企業まわりなどの営業活動や活用できる物件の掘り起こしを行った結果、目標6億円（貸付：1億円、売却：5億円）に対し、9.6億円の実績となりました（貸付：1.0億円、売却：8.6億円）。

上記に加え、歩道橋のネーミングライツ導入といった新たな資産活用にも取り組んでおり、今後も先入観にとらわれず、幅広く既存ストックの活用を行います。

なお、国の補助金を充当して取得した道路・河川の事業予定地や下水道処理場の有効活用に関しては、補助金の適正化法の弾力的な運用について国と調整を行ってきましたが、引き続き積極的に国に働きかけていきます。

これら資産活用による財源確保の推進については、課題認識や取り組みの方向性が明確になっていることから、今後は部局マネジメントで対応することとします。

## 《その実現に向けて、今年度何をするのか？～施策推進上の目標》

マニフェストの内容	取組結果・実施状況
1. 道路・河川等における未利用地の売却等による収入の確保 ・道路・河川等の事業予定地のうち事業実施までに一定期間を要するものの貸付や、道路の高架下用地の貸付、廃川及び廃道など未利用地の売却等による収入の確保 (H21.6月・11月・H22.3月に公募を実施(計3回))	着実に未利用地の売却・貸付等を実施中 売却では、3回の一般競争入札を実施したほか、随意契約でも売却を進めた。 貸付では、定期・臨時あわせて6回の公募を実施し、貸付を進めた。

## 《その取組みにより、何をどのような状態にするのか？～アウトプット》

マニフェストの内容	取組結果・実施状況
手続きに着手できる土地全て(77件、約4.1ha)の貸付及び売却により6億円(貸付1億円・売却5億円)の収入を確保	・貸付 1億0,052万円(内公募分23件、1.0ha 現場事務所等146件) (101%) ・売却 8億6,000万円(64件、1.9ha) (172%) (6億円に対して160%)

## 《その取組みにより、何をどのような状態にするのか？～アウトカム》

マニフェストの内容
施策の実施状況に応じ、次年度以降、業績目標を設定します。